

## 道路占用料改定（新設）額

（議案第42号：佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について）

（単位：円）

占用物件		占用料		
		単位	改定前	改定後
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	<b>610</b>	<b>600</b>
	第2種電柱		<b>940</b>	<b>920</b>
	第3種電柱		<b>1,300</b>	<b>1,200</b>
	第1種電話柱		<b>550</b>	<b>540</b>
	第2種電話柱		<b>880</b>	<b>860</b>
	第3種電話柱		1,200	1,200
	その他の柱類		<b>55</b>	<b>54</b>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	3		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<b>540</b>	<b>530</b>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<b>330</b>	<b>320</b>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<b>460</b>	<b>450</b>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<b>590</b>	<b>550</b>

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	23	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>33</u>	<u>32</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>49</u>	<u>48</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>66</u>	<u>64</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>99</u>	<u>97</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>330</u>	<u>320</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>660</u>	<u>640</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3	3
		地下に設けるもの		11	11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>880</u>	<u>860</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>550</u>	<u>540</u>
	地下に設けるもの	<u>330</u>		<u>320</u>	

	その他のもの			1,100	1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設					
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>300</u>	<u>270</u>
	地下に設ける通路			<u>180</u>	<u>160</u>
	その他のもの			1,100	1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>6</u>	<u>5</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>	<u>55</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>	<u>55</u>
		あるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590</u>
	標識		1本につき1年	<u>880</u>	<u>860</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6</u>	<u>5</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>59</u>	<u>55</u>
	幕（令第7条第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に	その面積1平方メ	<u>6</u>	<u>5</u>

	4号に掲げる工	設けるもの	一トルにつき1日		
	事用施設である ものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メ 一トルにつき1月	<u>59</u>	<u>55</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>590</u>	<u>550</u>
		その他のもの		<u>300</u>	<u>270</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メ	1,100	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			一トルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メ	<u>59</u>	<u>55</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			一トルにつき1月	110	110
令第7条第	8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メ 一トルにつき1年	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第	9号に掲げ る施設	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
		その他のもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
令第7条第	10号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
		その他のもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
令第7条第		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額

11号に掲げ	上空に設けるもの
る応急仮設	その他のもの
建築物	
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条第	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路
13号に掲げ	(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの
る施設	上空に設けるもの
	その他のもの
<b>令第7条第14号に掲げる施設</b>	
※防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等	

Aに <b>0.023</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.022</b> を乗じて得た額
Aに <b>0.033</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.031</b> を乗じて得た額
Aに <b>0.033</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.025</b> を乗じて得た額
Aに <b>0.023</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.022</b> を乗じて得た額
Aに <b>0.023</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.022</b> を乗じて得た額
Aに <b>0.033</b> を乗じて得た額	Aに <b>0.031</b> を乗じて得た額
	Aに <b>0.031</b> を乗じて得た額
	<b>【新設】</b>

- ※1 「法」は道路法を、「令」は道路法施行令を表す。
- ※2 「A」は、近傍類似の土地の固定資産税評価額を表す。